

一般貨物自動車運送事業者向け

総社市貨物運送事業継続支援金

(令和4年10月1日時点版)

総社市は、新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰等による影響を鑑み、市民生活を支える重要な社会インフラの一つである貨物運送事業者に対して、事業継続のための支援金を支給します。

支援金額

支援単位	支援金額
31台以上	50万円
21台 ~ 30台	30万円
11台 ~ 20台	20万円
1台 ~ 10台	10万円

・申請は、1事業者1回のみ。

対象者

★総社市内の中小企業者等で、次のいずれにも該当すること

- ① 市内で一般貨物自動車運送事業を営んでいること
- ② 市内に本拠（本店又は主たる営業所）を有している事業者であること
- ③ 令和4年4月1日までに市内で開業しており、継続して市内に営業所を有し、大型・中型自動車を使用していること
- ④ 個人事業主の場合、住民票所在地が市内であること
- ⑤ 今後も市内で事業を継続する意思のあること

申請期間

令和4年10月11日（火）～令和4年12月28日（水）※当日必着

※申請様式はホームページよりダウンロードできるほか、市役所の窓口にて入手することができます。

総社市貨物運送事業継続支援金



お問
合せ

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

総社市 企業誘致商工振興課

TEL : 0866-92-8276 FAX : 0866-92-8386

詳しくは裏面をご確認ください



申請に必要な書類

「総社市貨物運送事業継続支援金支給申請書」「支給対象車両一覧」に加えて、次の書類が必要です。

- ① 一般貨物自動車運送事業を営んでいることを証する書類
(許可書、事業計画及び運輸開始届出書の写しなど)
- ② 対象となる車両全ての自動車検査証の写し
- ③ 本店又は主たる営業所及び登録車両等が分かる書類
- ③ 事業計画記載事項と現在の状況が異なっている場合は、その旨が分かる書類
- ④ 申請者名義の振込口座の通帳の写し(表面、通帳を開いた1、2ページ目の両方)
- ⑤ 個人事業者の場合は、身分証明書の写し(運転免許証、マイナンバーカード等)

※支給要件を確認するため、上記以外にも書類の提出を求める場合があります。

提出方法

申請書に必要な事項を記載し、申請内容を証明する書類を添付して期間内に提出してください。(1事業者1回のみ)

窓口による提出先

719-1192 総社市中央一丁目1番1号

総社市 企業誘致商工振興課 (受付日時：平日8時30分から17時15分まで)

TEL : 0866-92-8276

郵送の場合

申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。

※郵送料は申請者の負担となります。